

## 第1回住民説明会 質疑及び回答

※平成28年7月時点における、基本構想の内容を前提とした質疑応答であり、基本計画の内容とは一部異なる部分があります。

※類似の質疑内容については、集約しています。

### ◆放射線量と既設最終処分場の埋立てについて

Q. セシウム濃度の高い灰はどうしているのか。

A. セシウムの濃度が8,000Bq/kgを超えた焼却灰は、指定廃棄物として、国が整備を進めている最終処分場に運ぶことになっていますが、市内では平成23年7月～平成25年7月までの期間に指定廃棄物が発生していました。これらは那須塩原クリーンセンターの敷地内にテントを建てて、フレコンバッグで一時保管している状況であり、市の最終処分場への指定廃棄物の埋立てはありません。

現時点でフレコンバッグ2,673袋、重量で約1,700tの指定廃棄物を保管しています。

平成25年8月以降の焼却灰はセシウム濃度が下がったため、現在の最終処分場に埋め立てています。

Q. 那須塩原クリーンセンターの灰溶融炉の稼働状況はどうなっているのか。

A. 那須塩原クリーンセンターは平成21年度から稼働し、平成22年の2年間は焼却灰をスラグ化して、再利用業者に搬出していました。しかし、平成23年度の原発事故の影響により、灰溶融をすることで焼却飛灰の放射能濃度が上がる恐れがあったため、平成23年度からは灰の溶融化を停止していました。その後放射能濃度が下がり、平成27年4月から灰溶融を再開しました。しかし、溶融スラグを再利用するためには国の基準100Bq/kgを下回らねばならず、現在200Bq/kg程度であることから、現在は最終処分場へ埋立てている状況です。

Q. 放射能濃度200Bq/kg以上のため再利用できずに埋め立てているとのことだが、どのように管理しているのか。近隣に影響がないのか。

A. 埋め立てた溶融スラグの放射能の影響が周辺まで及ぶことはないと考えています。最終処分場では空間放射線量を毎週測定していますが、高い数値は観測されておらず、周辺地域と変わらない値であるため、溶融スラグによる放射線の影響はないと考えています。

## ◆土地の有効利用、今後の整備予定について

Q. 今回の整備計画における面積はどの程度か。

A. 現在の処分場の埋立地の面積が16,000㎡であり、第2期最終処分場は約8,300㎡を予定しています。

Q. 建物を整備となるが、15年の供用期間が終了した場合、安定するまで建物は残るのか。

A. 今の段階では期間ははっきりしないが、灰が安定したことを確認するまで建物を残して管理していくこととなります。

Q. 平成32年に現在の最終処分場の埋立てが終了するのに、なぜまたその隣接地に更に15年間埋め立てるのか。

A. 現在稼働している最終処分場を整備する段階で、敷地の広さに合わせて第3期までの整備計画の想定を説明させていただいています。ひとつの最終処分場での埋立期間を国が定める15年間とし、土地を有効に活用するため、第3期までの計画とさせていただいている中で、今回はその第2期目の構想の説明をさせていただいているところです。

Q. 第2期最終処分場が最終的な計画であるなら、問題ないと思うが、この後も計画があるなら、この配置案ではまずいのではないかと。配置案を検討し、土地を有効利用するべきではないか。

A. 配置案については、不要な残地が残らないよう協議をしてきましたが、送電線の問題や埋立面積・構造の関係で、基本構想策定時点では今回の形となっています。配置については、今後策定する基本計画の中で、第3期最終処分場の整備地の確保も含め、敷地の有効活用の声があることを踏まえて検討していきたいと思えます。

Q. 今回の最終処分場整備計画は、隣接地に整備をすることとなるが、埋立てが終了した場合、隣接地に継続して拡張することが可能なのか。また、民間の産業廃棄物の最終処分場の場合も同様に、隣接地があれば拡幅が可能なのか。

A. 国や地方自治体が整備する最終処分場の場合は、隣接地への拡幅が可能です。ただし、本市の最終処分場整備計画は、計画図の線で囲まれた市有地内での整備であり、周りの民地を買収して拡張することは計画していません。

事業者が民間企業である最終処分場の設置に関しては、栃木県が独自の要綱を設けており、既存の最終処分場の1 km圏内には新たに最終処分場を建設することができない規定となっておりますが、稼働している最終処分場を拡張する場合においては、元の面積の2倍までは拡張できることとされています。

#### ◆建物の構造について

Q. 建物の構造、屋根・壁の材料はどのようなものか。

A. 基本構想では屋根付きの被覆型最終処分場としていますが、具体的な部分については、今後基本計画や基本設計の中で決めていく予定です。

Q. 建物を見ると屋根付きで、柱がほとんど立っていないようである。この地域はたまに大雪が降るが、雪対策は何か考えているのか。

A. この地域は積雪地帯ですので、積雪を考慮した強度の建物となります。

なお、現時点では建物の構造計算までは精査はしていないため、今後策定する施設整備基本計画の中で、さらに詳しい部分については決めていきたいと考えています。

Q. 被覆型の建物について、運搬はトラックだと思われるが、入り口は二重扉となるのか。現在の最終処分場の付近にバイオマス工場があり、そこも臭いのきついものを処理しているが、一枚扉のため、トラックが入って処理する間、臭いが漏れる。せっかく被覆型で整備するのであれば、二重扉で完全に遮蔽される形をお願いしたい。

A. 今後基本計画を策定していく中で、ご要望を踏まえて検討し、説明させていただきたいと思います。

#### ◆浸出水の処理について

Q. 屋根付きということであるが、屋根がない場合の雨水の処理はどのような方法で処理しているのか。また、処理費用はどの程度か。

A. 現在の最終処分場には屋根が無く、埋立地に降った雨水を直接処理するため50 m<sup>3</sup>/日処理する能力となっておりますが、屋根付きの場合は、放水量を管理しながら散水するため15 m<sup>3</sup>/日となります。

現在の処分場では、浸出水処理施設により微生物・薬品等により浄化し、公共下水道に放流しています。

屋根付き処分場の場合は、雨水は調整池に流れ込むこととなります。  
処理費用については、水処理だけの額は算出していませんが、全体での維持管理費は2,000万円/年程度となっています。

- Q. 水処理施設を新規に整備するとのことだが、現在の水処理施設は使用できないのか。
- A. 現在の処理施設は老朽化していることと、浸出水の容量に合わせて整備しているため、第2期最終処分場から発生する浸出水の処理施設については、新規に整備することとなります。

- Q. 埋め立てたものが外に漏れ出さないかということが一番心配している。通常の埋立ては、焼却灰に覆土をすることから、その状態から外に漏れるという事はないと思うが、浸出水などが漏れ出した場合、分かる仕組みがあるのか確認したい。
- A. 浸出水については、2重の遮水シートで外に漏れ出さないように管理しますが、万が一に備え、漏水検知センサーを設置し、漏水が判明した時点で即座に修理をする形になります。現在の最終処分場についても同様の体制で漏水に備えています。

#### ◆整備費用について

- Q. 整備費はどのくらいとなるのか。また、国の交付金の率はどの程度か。
- A. 整備費については、約36億円程度を見込んでいます。また、国からは、整備費の3分の1の交付金が交付されます。

#### ◆跡地利用について

- Q. 15年間利用して、15年間維持管理をするとのことだが、この土地の跡地利用はどうなるのか。何も利用できず、手つかずとなってしまわないのか。また、屋根付きの建物について、廃墟となり負の遺産になってしまわないのか。
- A. 第1期最終処分場整備の際には、跡地利用として運動施設等の計画としていたところですが、埋立てが終了しても放流水が安定化するまで水処理を行うこととなり、閉鎖には年数を要するため、安定化させていく中でどうするか、当初の運動施設にするか、その時代に合った別の利用方法がいいのか、有効利用するために今後検討することとしています。

### ◆ダイオキシンについて

- Q. 現在の焼却灰のダイオキシンは問題ないのか。
- A. ダイオキシンについては定期的に検査しており、現在は24時間連続運転によって850℃以上で燃焼することにより基準値以下となっています。

### ◆悪臭について

- Q. 悪臭について、市の最終処分場と近隣の産廃処分場のどちらの臭いかわからない状態となっている。市の最終処分場では悪臭はないのか。また対策は考えているのか。
- A. 市の最終処分場に行った際には、埋立物が原因と思われる臭いはほとんど感じることはなく、焼却灰と不燃残渣についても、那須塩原クリーンセンターにおいて悪臭はありませんので、埋立てたことによって強い悪臭が発生することはないものと思われます。

### ◆生活環境影響調査について

- Q. 生活環境影響調査というのはどのような調査か伺いたい。
- A. 大気・水質・騒音・振動・悪臭・地下水・土壌について周囲に悪影響がないかどうかの調査をさせていただくこととなります。  
内容としては、設計概要に基づき整備した時に、灰の運搬や維持管理においてどのような影響があるかという予測及び環境への影響について分析する調査となります。

### ◆埋立物の運搬について

- Q. 埋立物の搬入ルートは現在と変わらないのか。
- A. 最終処分場までの搬入ルートはこれまでと変わりません。
- Q. ダンプで埋立物を搬入する際は、どのような形で運搬しているのか。焼却灰が飛散する恐れはないか。
- A. 搬入する際は、埋立物の飛散防止のため、ダンプの荷台全面にシートを掛けて運搬しています。

#### ◆監視体制について

- Q. 困いをして何かをしていると行政も信用できないことも出てくる。何か悪いことをしているのではないか。
- A. 屋根付きの処分場は屋内の作業状況が分かりにくいいため、整備の際には24時間インターネットで作業状況が確認できるライブカメラを設置します。

#### ◆施設見学について

- Q. 一般廃棄物最終処分場を見学することは可能か。地域住民に公開し、管理運転状況を見せてほしい。そこから理解が深まるか猛反対するか、まずは見てみないとわからない。ぜひ見学の機会を設けてほしい。
- A. 見学は可能です。見学の際には事前に那須塩原クリーンセンターにご連絡ください。  
また、現在の最終処分場をご覧いただくことについては、見学会の機会を設けたいと思います。

#### ◆土地の価値について

- Q. 当地区に分譲地は産廃処分場の脇に土地があるが、資産価値がものすごく下がっている。この地域について、固定資産税を排除する等の考えはないのか。
- A. 資産価値、土地の価値については、評価をするに当たり定期的に土地の状況にあわせて評価替えをしていますので、その評価に基づき固定資産税等の賦課をしているところです。産廃処分場があつてどの程度土地の価値が落ちるのかの情報は本日持ち合わせていませんが、土地の課税担当部局にはその部分もしっかりと調査するようお約束します。

#### ◆苦情等

- Q. 鳥野目街道から市最終処分場までの間の道路は、公道なのか。産廃のトラックや通勤の方の車が猛スピードで走っている。速度表示もなく恐怖を覚えることがある。今後、工事も始まるとさらに往来は激しくなることから、その辺の気遣いは最低限お願いしたい。
- A. 那須塩原市の市道となります。  
速度等は業者に指導徹底したいと考えます。

◆記録の公表について

- Q. 説明会の記録は作成し、配布する予定はあるか。説明会に来られなかった人にも経緯が分かるよう、説明を行った質疑の内容や来年度実施する調査の結果等についてはホームページ等でぜひ公開してほしい。
- A. 配布については考えておりませんが、ホームページ等の情報の公開については、極力対応したいと思います。